

附則

附則とは、法令において本則に対して、施行期日、経過規定等の附随的事項を定めるものであり、本条例の附則は1項から成り、本条例の施行期日に関する事項を定めている。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【趣旨及び解説】

この附則は、平成25年3月29日に長崎県条例第23号をもって公布された本条例を平成25年4月1日から施行することを規定したものである。

「施行」とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることをいう。

施行期日を平成25年4月1日とした理由は、本条例を平成24年度の総務委員会で発議することを目指して作業が始まったため、委員の構成が替わる前に一定の結論を得たいという意図があったためである。